

対談

企業実務の現場から見た CFC 税制の課題 (後編)

ー国際最低課税額の制度導入も踏まえて

北海道大学大学院法学研究科教授 元国税審判官 佐藤修二
外国法共同事業 ジョーンズ・デイ法律事務所 弁護士 片平享介

CFC 税制のオーバーインクルージョンの問題について、CFC 税制の実務に精通する外国法共同事業 ジョーンズ・デイ法律事務所の片平享介弁護士と、元国税審判官で、弁護士時代にはCFC 税制を巡る税務訴訟の代理人を務めた経験も有する北海道大学大学院法学研究科の佐藤修二教授に語っていただく本対談の【後編】(前編は前号参照)では、まず、厳しい利用制限がかかる繰越欠損金控除を取り上げる。そして、この繰越欠損金控除と、【前編】でテーマとなったCFC 税制上の非課税所得、異常所得を巡る問題点の全てが顕在化する「外国関係会社の清算」について、事例を交えてご説明いただく。

さらに、トランプ政権下での国際課税の今後の展開についてもお考えを示していただいた。

(本文中、敬称略)

※なお、本対談で取り上げるのはあくまで一般的な問題であり、対談者が担当した特定の案件を念頭に置いたものではないこと、また対談の内容は対談者の個人的見解であり、所属する組織の見解とは無関係であることを念のためお断りさせていただく。

4. 繰越欠損金

佐藤：次に、CFC 税制における繰越欠損金をめぐる問題について同様に伺いたいと思います。

片平：CFC 税制においても、外国関係会社の所得(適用対象金額)の計算上、過去の事業年度において生じた欠損金額を控除できるという制度はあります。しかしながら、この欠損金額の控除は、外国関係会社の本店所在地国の税制上のルールに従うのではなく、飽くまでCFC 税制上のルールに従って行わなければならない、し

かも、控除が認められる繰越欠損金の範囲は、極めて限定的です。

具体的には、適用対象金額の計算過程において、外国関係会社の本店所在地国の税制に従い繰越欠損金を損金の額に算入していた場合には、これを足し戻す必要があります。そのうえで、CFC 税制上、前7年以内に開始した事業年度において生じた外国関係会社の欠損金額であれば、当年度の適用対象金額の計算上控除できる